省エネ届出 (第三面)

(【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】部分について) ≪非住宅_標準入力法≫記載例

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 m²
【3. 建築面積】 m²
【4. 延べ面積】 m ²
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】 □非住宅建築物 □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸
【8. 工事種別】 □新築 □増築 □改築
【9. 建築物の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ.新築】 (m²) (m²) 【ロ.増築】 全体 (m²) (m²)
【ロ. 増築】 全体(m²) (m²) 増築部分(m²) (m²)
「「「」」 (m²) (m²
で
【10. 構造】
【11. 法附則第3条の適用の有無】
□有(竣工年月日 年 月 日 竣工)
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】 □有(国土交通大臣が定める基準に適合するもの)
□無
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□有(竣工年月日 年 月 日 竣工)
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】
【イ. 非住宅建築物】
(一次エネルギー消費量に関する事項)
■基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 1,400.0 GJ/年 「その他一次エネルギー消費量」を
設計一次エネルギー消費量 1,050.0 GJ/年 含む値を記入

	BEI(小数点第二位)	未満を切り上げ)	
BEI (0.66)	「その他一次エネルギー	・消費量」を除いた値で算出	
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準			
B E I ()			
□国土交通大臣が認める方法及びその結果			
(
【ロ.一戸建ての住宅】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関	する事項)		
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
外皮平均熱貫流率 $W(m^2 \cdot K)$	(基準値	$\mathbf{W}'(\mathbf{m}^2 \cdot \mathbf{K}))$	
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)	
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
外皮平均熱貫流率 $W(m^2 \cdot K)$	(基準値	$\mathbf{W}'(\mathbf{m}^2 \cdot \mathbf{K}))$	
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)	
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準			
□国土交通大臣が認める方法及びその結果			
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による	適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	Ē		
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	Ē		
B E I ()			
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
B E I ()			
□基準省令第1条第1項第2号□(3)の基準			
□国土交通大臣が認める方法及びその結果			
(
【ハ.共同住宅等】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関	する事項)		
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準			
□国土交通大臣が認める方法及びその結果			
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による	適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準省令第4条第3項に掲げる数値の	区分(□第1号	□第2号)	
基準一次エネルギー消費量 (GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
B E I ()			
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
基準省令第4条第3項に掲げる数値の	区分(□第1号	□第2号)	
B E I ()			
□基準省令第1条第1項第2号□(3)の基準			

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
【二. 複合建築物】
□基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
B E I ()
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ⑴の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
□基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
B E I ()
□基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準

□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準							
□国土交通大臣が認める方法及びその結果							
()				
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外							
【16. 工事着手予定年月日】	年	月	日				
【17. 工事完了予定年月日】	年	月	日				
【18. 備考】							

省エネ届出 (第三面)

(【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】部分について) ≪非住宅_モデル建物法≫記載例

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【 2 . 敷地面積】 m²	
【3. 建築面積】 m²	
【4. 延べ面積】 m ²	
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階	í
【6. 建築物の用途】 □非住宅建築物 □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □複合建築物	
【7.建築物の住戸の数】	
建築物全体	
【8.工事種別】 □新築 □増築 □改築	
【9. 建築物の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ.新築】 (m²) (m²)	
【口.増築】 全体(m²) (m²)	
增築部分(m²) (m²)	
【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)	
改築部分 (m²) (m²)	
【10. 構造】 造 一部 造	
【11. 法附則第3条の適用の有無】	
□有(竣工年月日 年 月 竣工)	
□無	
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	
□有(国土交通大臣が定める基準に適合するもの)	
□無	
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	
□ □有(竣工年月日 年 月 日 竣工)	
【14. 該当する地域の区分】 地域	
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	

BEI (
■基準省令第1条第1項第1号			
BEI (0.66		BEIm を記入	
□国土交通大臣が認める方法』	及びその結果	<u>t</u>	
()		
. 一戸建ての住宅】			
外壁、窓等を通しての熱の損気	夫の防止に関	する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(1)の基準	<u>.</u>	
外皮平均熱貫流率	$W(m^2 \cdot K)$	(基準値	$\mathbf{W}(\mathbf{m}^2 \cdot \mathbf{K}))$
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(2)の基準	=	
外皮平均熱貫流率	$W(m^2 \cdot K)$	(基準値	$W(m^2 \cdot K)$
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(3)の基準	3	
□国土交通大臣が認める方法』	及びその結果	=	
()		
□基準省令附則第4条第1項6	D規定による	適用除外	
一次エネルギー消費量に関する	る事項)		
□基準省令第1条第1項第2号	号口(1)の基準	<u> </u>	
基準一次エネルギー消費量	GJ/4	年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/4	年	
BEI ()			
□基準省令第1条第1項第2号	号口(2)の基準	<u> </u>	
BEI ()			
□基準省令第1条第1項第2号	号口(3)の基準	3	
□国土交通大臣が認める方法』	及びその結果	<u> </u>	
()		
. 共同住宅等】			
外壁、窓等を通しての熱の損気	夫の防止に関	する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(1)の基準	±	
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(2)の基準		
□基準省令第1条第1項第2号	号イ(3)の基準	.	
□国土交通大臣が認める方法』	及びその結果	<u> </u>	
()		
□基準省令附則第4条第1項の	D規定による	適用除外	
一次エネルギー消費量に関する	る事項)		
□基準省令第1条第1項第2号	号口(1)の基準	344	
基準省令第4条第3項に持	渇げる数値の)区分(□第1号	号 □第2号)
基準一次エネルギー消費	貴量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費	貴量	GJ/年	
BEI ()		
□基準省令第1条第1項第2号	号口(2)の基準	344	
基準省令第4条第3項に持	渇げる数値の)区分(□第1号	号 □第2号)
BEI ()		
	,		

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
【二. 複合建築物】
□基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
B E I ()
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ⑴の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
□基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
B E I ()
□基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準

□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準							
□国土交通大臣が認める方法及びその結果							
()				
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外							
【16. 工事着手予定年月日】	年	月	日				
【17. 工事完了予定年月日】	年	月	日				
【18. 備考】							